

○令和3年度及び令和4年度において競争入札に参加する者に必要な資格等

## 北海道企業局告示第21号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和2年12月25日

北海道公営企業管理者 佐々木 誠也

### 第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和3年度及び令和4年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和2年北海道告示第815号（以下「北海道告示第815号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第815号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第815号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第815号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあつては、当該資格を、北海道告示第815号第1の2に定められているとおりと、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあつては、A等級をA1又はA2に区分する。

### 第2 資格要件

#### 1 共通の資格要件

北海道告示第815号第2の1に定められているとおりとする。

#### 2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第815号第2の2に定められているとおりとする。

#### 3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第815号第2の3に定められているとおりとする。

### 第3 資格審査の申請の時期及び方法

#### 1 申請の時期

北海道告示第815号第3の1に定められている時期にしなければならない。

#### 2 申請書類の入手方法

北海道告示第815号第3の2に定められているとおりとする。

#### 3 申請の方法

北海道告示第815号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

#### 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### 1 資格の有効期間

北海道告示第815号第4の1に定められているとおりとする。

##### 2 有効期間の更新手続

北海道告示第815号第4の2に定められているとおりとする。

#### 第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第815号第5に定められているとおりとする。

#### 第6 資格の喪失

北海道告示第815号第6に定められているとおりとする。

#### 第7 資格審査の再申請

##### 1 再申請の事由

北海道告示第815号第7の1に定められているとおりとする。

##### 2 再申請の方法

北海道告示第815号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第815号第8に定められているとおりとする。

#### 第9 その他

北海道告示第815号第9に定められているとおりとする。

#### 第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。